

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院では、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

※ 入院基本料について

当院では、施設基準に応じて看護職員の配置をしております。

看護職員配置数等の配置

療養病棟入院基本料 1《療養病棟（32床）》 届出区分 8割以上

常時、入院患者の数が 20 またはその端数を増すごとに 1 以上の看護職員（うち、2 割以上が看護師）、入院患者の数が 20 またはその端数を増すごとに 1 以上の看護補助者の配置となっております。

《看護師》

当院では 1 日に 5 人以上の看護職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

朝 8：45～夕方 17：15 までは

看護職員一人当たりの受け持ちは 11 人以内です。

夕方 16：45 分～朝 9：00 までは

看護職員（看護補助含む）一人当たりの受け持ち 16 人です。

《介護職員》

当院では 1 日に 5 人以上の看護補助が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

朝 8：45～夕方 17：15 までは、

看護補助 1 人あたりの受け持ちは 11 人以内です。

夕方 16：45～朝 9：00 までは

看護補助（看護師含む）一人当たりの受け持ちは 16 人です。

※ 入院計画書、院内感染対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定及び身体的拘束最小化基準を満たしております。

※ 従業員以外の者による看護（付き添い看護）に関する事項

当院では、患者様のご負担による付き添い看護は不要です。ご家族の方で付き添いを希望される場合は、主治医または 病棟看護師長の許可が必要となります。許可のある方は「付き添い許可申請書」をお渡ししますので看護師に提出をお願いしています。付き添い許可されたご家族の方以外は、病室に泊まることはできませんのであらかじめご了承ください。

※ 外泊・外出」について

外出・外泊をされる時は、必ず医師の許可を受け、届出用紙に記入し、ナースステーションに提出して下さい。

※ 入院時食事療養費

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）／生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、入院患者の皆様にご提供のお食事は、その病状に応じて医師及び管理栄養士が管理にあたり、配膳については適時（夕食：6時以降）に行い、また適温での提供を行っております。

65才以上の方は、入院時生活療養費(Ⅰ)を算定しています。入院生活療養費(Ⅰ)療養環境費(居住・光熱費等)は一部負担金が必要です。（指定難病・老齢福祉年金受給者、境界層該当者は除く）

※ 当院が届出をしている施設基準について

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準の適合病院として、地方厚生（支）局長に届出を行い、当該施設基準に係る医療を提供しております。

- 療養病棟入院基本料 1（32 床）
- 療養病棟療養環境加算 1
- CT 撮影（16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT）
- 在宅時医学総合管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料
- 医療 DX 推進体制整備加算
- 診療録体制加算 3
- 入院時食事療養費（Ⅰ）／生活療養（Ⅰ）

※ 明細書の発行について

当院では、会計窓口にてお支払いされる方には個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を発行しております。明細書には使用した薬剤、検査の名称が記載されるもので、その点ご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合の代理の方への発行を含め、明細書の発行を希望されない方は窓口で申し出て下さい。

明細書発行手数料は無料です。

※ 保険外負担について

当院では、下記の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。（表示金額は消費税込みです）

洗濯代 1回 500 円

理髪代 1回 2,700 円、（ベッドの方のみ） 3,200 円

インフルエンザ予防接種（年毎に異なる）

診断書料 3,000 円（税込）

複雑な診断書 6,000 円（税込）

証明書料 1,000 円（税込）

（その他の文書料については別紙掲示をご覧ください。）

尚、衛生材料等の治療行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用徴収は負担をお願いすることはありません。

※ 特別の療養環境の提供（室料差額）について

以下の病室への入室をご希望されます場合には、1日につき下記の料金をご負担いただくこととなります。（表示金額は消費税込み価格です。）

療養病棟

<個室料金>

210 号室（個室）	3,300 円	201 号室（2 人部屋）一人	1,650 円
208 号室（個室）	3,300 円	215 号室（2 人部屋）一人	1,650 円
207 号室（2 人部屋）一人	1,650 円		
206 号室（2 人部屋）一人	1,650 円		
202 号室（2 人部屋）一人	1,650 円		（他の室料は 0 円です）

- ・同意書による同意の確認を行っていない場合
- ・患者本人の「治療上の必要」により特別環境室へ入院させる場合
- ・病棟管理の必要性から特別室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合

以上の場合、費用の負担をお願いすることはありません。

ご不明な点がございましたら、事務所又は詰所までご相談ください。

令和 7 年 11 月 1 日

医療法人社団みどりの風
ひさい内科病院

当院で満たす施設基準及び加算に関する掲示

医療情報所得加算

当院では、オンライン確認システムの導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを導入にしている医療機関となります。マイナ保険証の利用を通じて診療情報を所得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

※正確な情報を所得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。

※公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

医療 DX 推進整備加算

当院では、以下の通り医療 DX 推進の体制を整備して活用しております。

オンライン請求行っています。

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

電子資格確認をして所得した診療情報を診察室で閲覧又は、活用できる体制を有しています。

電子処方箋の発。(準備中)

電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制。(準備中)

マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。

※医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診察を実施する為の十分な情報を所得し、および活用して診察を行うことについて、当該医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しています。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医療品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「処方名ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)

高血圧、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者が対象です。

患者様の症状に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方屋 28 日以上の長期の投薬を行う場合がございます。

※この度改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へサインしていただく必要があります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

医療法人社団みどりの風
ひさい内科病院

施設基準

療養病棟入院基本料 1

療養病棟療養環境加算 1

CT 撮影（16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT）

在宅時医学総合管理料

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

入院ベースアップ評価料

医療 DX 推進体制加算

診療録管理体制加算 3

機関指定

生活保護指定医療機関

難病指定医療機関

被爆者一般疾病医療機関

入院時食事療養費

入院時食事療養費（Ⅰ）

個人情報保護方針

当院では、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

個人情報に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規定を定め、これを遵守します。

2. 個人情報の安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全な予防措置を講じます。万一問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報の確認（患者、家族様）等からの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、

調査の適切に対応します。

4. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

5. 教育および継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するために、職員の教育・研修を徹底し、改善します。

6. 診療情報の提供・開示

診療情報の提供・開示に関しては、別に定めます。

7. 問い合わせ窓口

個人情報に関するお問い合わせは、各部署責任者までお申し出ください。

院長